

子どもたちは日々成長しています。しかし、成長のスピードや発達の特徴はそれぞれ違います。何が良い、何が悪いということはありません。一番大切なことは、その子に合った成長・発達を考えていくこと。気になることや悩みがあれば、まずは相談してみましょう。子どもの発達の専門家が、お子さんのより良い成長をサポートします。

子どもの発育や発達が気になる…

■ すこやか相談

乳幼児健康診査時等に、言葉の遅れ、心理面で気になることに対して相談をお受けします。

問い合わせ 健康推進課 ☎042-527-3234

■ 発達相談

言葉の遅れ、落ち着きがない、集団にうまく入れない等、お子さんの発達で気になることに対して、相談をお受けします。電話にて相談を受け付け、予約した相談日に相談員がお話を聞き、アドバイスを行います。

・月～金曜日、原則第1・3土曜日
9時～17時 祝日と年末年始を除く

問い合わせ 錦町3-2-26 (子ども未来センター内)
☎042-529-8586 [南図E-3]

■ 5歳児相談

集団生活を通して社会性やコミュニケーションが豊かに育って行く年中クラスの時期に、何か心配ごとがあれば、ご相談ください。

- 対象 市内の保育園や幼稚園に通っている年中クラスの保護者（市民の方のみ）
- 日程 園を通してお知らせします。（年2回実施）
- 場所 通っている園に相談員がお伺いします。
- 申込み 実施前に園より申込み書が配布されます。

健康相談 p.62を参照ください

教育相談 p.56、p.59を参照ください

発達等に関する外来診療

■ 社会福祉法人 鶴風会 東京小児療育病院

発達に問題や心配のある初診時おおむね15歳未満の方を対象としています。初診予約は障害の種類や居住地域によって受付開始日が違います。

問い合わせ 武蔵村山市学園4-10-1

☎代表042-561-2521 初診予約専用042-590-0290

■ 東京都立府中療育センター

心身の発達の遅れや障害を持ったお子さんの外来診療を行っています。

問い合わせ 府中市武蔵台2-9-2

☎代表042-323-5115 初診042-323-2128

■ 東京都立東大和療育センター

18歳未満で発症した運動・言語・知的機能などの発達障害の方を対象に、外来診療を行っています。予約制

問い合わせ 東大和市桜が丘3-44-10

☎代表042-567-0222 外来予約042-567-0489

■ さいわいこどもクリニック ※病児保育はp.13へ

育ちところの相談「ステップ」

発達についての医師の診察（相談外来）と臨床心理士による心理相談があります。予約制。

※立川市の小学4年生までのお子さんが対象。

問い合わせ 幸町1-11-3 ☎042-536-7280【2図C-3】

■ 立川相互病院付属子ども診療所 ※病児保育はp.13へ

心と体の相談外来

病気に限らず、困っていることがあれば何でもご相談をお受けしています。予約制。

問い合わせ 錦町1-23-25 ☎042-525-6555【3図D-2】

■ 緑成会整育園

乳幼児から一般小児までの総合診療をしています。予約にて、発達相談などを承っています。

問い合わせ 小平市小川町14-741-34 ☎042-341-3013

立川市ドリーム学園

昭和46年に設立されたドリーム学園は、市内在住で、心身の発達に支援や配慮が必要な2歳～就学前のお子さんを対象に療育を行う児童発達支援事業所です。毎日通い、集団の中で活動を楽しみ、成功体験を積むことで、生活リズムや生活習慣、活動に対する意欲や社会性を身に付けていきます（定員25人。送迎バスあり）。また、家族参加行事（運動会、園外療育等）や保護者参加のプログラム、勉強会も行っています。

児童発達支援（未就学児）

集団療育や個別療育が必要な未就学の障害児を対象に、日常生活の基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

●利用するには…

- ①主治医や市の発達相談等で、利用の適否について相談する。
※障害手帳か意見書が必要になります。
- ②事業所に空き情報等を問い合わせ、見学を行う。
- ③事業所の利用が決まったら、障害福祉課へ申請する。
※事前に障害福祉課の地区担当員へご連絡ください。
※障害児支援利用計画書の提出が必要になります。

事業者名	所在地	電話042-	地図座標
立川市ドリーム学園	柴崎町5-11-26	525-9418	3図B-4
LITALICOジュニア立川南口教室	柴崎町2-3-13 エイティエイト立川デュオ2階	548-1243	南図B-1
ハビー立川教室	錦町1-10-25 Y・S錦町ビル2階	519-3217	南図E-2
こどもプラス立川幸町教室	幸町5-1-7 フルミエールメゾン1階B	537-8653	2図C-3
こぼんはうすさくら立川幸町教室	幸町3-13-14 矢島ビル1階	537-8530	2図D-3
ジョブサU18立川南口教室	柴崎町2-4-15 ほまれ屋本社ビル202号室	595-6730	南図B-1
ステップきっず※	幸町1-11-3-2階	537-7336	2図C-3
コペルプラス立川教室	錦町3-2-2 T・Mタワー1階	595-9681	南図E-2
ネクストエール立川教室	柏町2-40-1 メゾン咲103、105	537-8622	2図B-3

※「ステップきっず」は重症心身障害児や医療的ケアが必要なお子さんが対象です。

問い合わせ

障害福祉課 ☎042-523-2111 内線1517～1523
子ども家庭支援センター 発達支援係 ☎042-529-8586

■ 放課後等デイサービス p.48を参照ください

障害児相談支援

児童発達支援や放課後等デイサービスを利用するための計画書の作成等を行っています。

■ 児童発達支援相談事業者一覧

事業者名	所在地	電話042-	地図座標
自立生活センター・立川	柴崎町2-10-16 オオノビル2階	512-5956	南図A-1
相談支援事業所 介護グループふれあい	羽衣町2-41-1 羽衣第一ビル2階	595-6620	3図D-2
相談支援事業所 暖	高松町1-17-20 粕谷ビル2階	512-5868	2図C-5
相談支援センター らいふばる	西砂町4-75-2	531-0761	1図A-3
相談支援センター にんじん・立川	高松町2-27-27 TBK高松第1ビル101	522-1537	北図E-2
立川市社会福祉協議会 障害者相談支援事業所	富士見町2-36-47	540-0822	3図B-2

ゆいまーる	羽衣町3-15-18	512-7411	3図D-3
ウェール	上砂町5-79-1 グランドール201号室	508-2924	1図E-3

手帳の取得

お子さんに障害があるとき、手帳を取得すると各種手当や制度を利用することができる可能性があります。

身体障害者手帳、愛の手帳（東京都療育手帳）、精神障害者保健福祉手帳の3種類があります。

●身体障害者手帳

身体に障害がある方がサービスを受けるための手帳です。15歳未満の児童は保護者が代わって申請できます。①診断書（都知事指定の医師作成）②写真（4cm×3cm）③マイナンバーカードまたは個人番号通知カードを持参し、市役所障害福祉課（☎042-523-2111内線1514）へお手続きください。市を経由して都知事に申請します。

●愛の手帳（東京都療育手帳）

知的障害がある方がサービスを受けるための手帳です。東京都では愛の手帳といい、全国的には療育手帳という名前です。立川児童相談所（☎042-523-1321）に電話予約し、お子さんの検査や判定等を受け、申請します。（18歳以上は心身障害者福祉センター多摩支所☎042-573-3311）

●精神障害者保健福祉手帳

精神障害がある方がサービスを受けるための手帳です。発達障害の方も申請できます。

2年間の有効期限があり、更新が必要です。①診断書（指定の書式）、②写真（4cm×3cm）、③マイナンバーカードまたは個人番号通知カードを持参し、市役所障害福祉課（☎042-523-2111内線1511）へお手続きください。市を経由して都知事に申請します。

発達障害がある方のうち、知的障害を主たる障害とする場合は愛の手帳を申請できます。

※マイナンバーカードまたは個人番号通知カードはお子さんとは保護者分が必要です。

いずれの手帳も障害の程度により区分があります。保護者でお子さんの手帳を取得することをためらう方もいますが、お子さんやご家族にとって、サービス利用のためにはかかせません。

支援や配慮が必要な子どもの通園・通学

■ 保育園・幼稚園

日中保育を必要とし、集団保育が可能で支援や配慮が必要なお子さんは、保育窓口にご相談ください。（☎042-523-2111 内線1325～1328）

幼稚園は各園にお問い合わせください。（p.39～p.42を参照ください）

■ 小・中学校

p.46「就学相談ってなあに？」を参照ください。